那覇港長期構想検討委員会設置要綱

平成24年12月25日 制定

(主旨)

第1条 この要綱は、「那覇港長期構想検討委員会」(以下「委員会」という。)の設置について、その組織、運営その他必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、港湾利用を計画的、効率的に推進するための長期的な基本計画である「那覇港港湾計画」改訂の指標となる、那覇港長期構想案の策定に関して、助言、提案を行うことを目的とする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
 - 2 委員長は、(公社)日本港湾協会理事長をもって充てる。
 - 3 委員会の委員は、別表1に掲げる者をもって構成し、委員の異動があった場合は、後任者がその任にあたるものとする。

(委員長)

- 第4条 委員長は会務を統括し、会議の議長となり、委員会を代表する。
 - 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を遂行する。

(委員会の運営)

- 第5条 委員会は委員長が招集する。
 - 2 委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
 - 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に参加させることができる。
 - 4 委員会へは Web 端末を用いた出席も可とする。
 - 5 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い委員会の開催が困難なときは、書面会議 により各委員の助言、提案等の意見を求めることができる。

(幹事会)

- 第6条 委員会の下に「那覇港長期構想検討委員会幹事会」(以下「幹事会」という)。)を置く。
 - 2 幹事会は、委員会に付議する事項について検討する。
 - 3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。

- 4 幹事長は、那覇港管理組合企画建設部次長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会務を総括する。
- 6 幹事は、別表2に掲げる者をもって構成し、幹事の異動があった場合は、後任者 がその任にあたるものとする。
- 7 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名した幹事が、その職務を代 行する。
- 8 幹事会へはWeb端末を用いた出席も可とする。また、幹事がやむを得ない 事由により幹事会に出席できないときは、代理の者を当該幹事に代わって出席させることができる。
- 9 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い幹事会の開催が困難なときは、書面会議により各幹事の助言、提案等の意見を求めることができる。

(委員等の任期)

第7条 委員及び幹事の任期は委嘱の日から委員会が終了したときまでとする。

(委員の代理)

- 第8条 委員がやむを得ない事由により委員会に出席できないときは、代理の者を当 該委員に代わって出席させることができる。
 - 2 職能代表として委嘱の委員には、代理人出席を認める。ただし、職能代表とする委員は、別表1に掲げる学識経験者以外の委員とする。

(幹事の代理)

第9条 職能代表として委嘱の幹事には、代理人出席を認める。

(オブザーバー)

第10条 委員会は、円滑な議事進行を図るため、関係行政職員が出席することができる。

(情報公開)

第11条 委員会には、公開を原則とするが、特定の団体又は個人に関する情報であって、公にすることにより、当該団体又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に触れるなど、会議を非公開にすべきであると委員会が認めたときは、非公開とすることができるものとする。また、幹事会は非公開を原則とする。

(事務局)

- 第12条 委員会には事務局を置くものとし、委員会の運営に関する事務を行う。
 - 2 委員会の事務局は、那覇港管理組合に置く。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年12月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。

別表 1

区分			氏	名		所 属	順不同・敬称略) 職 名	
委員長	1	須	野	原		公益社団法人 日本港湾協会	理事長	
_	2	池	 田		 穂	大阪府立大学	名誉教授	
	3	大			 -保	琉球大学	名誉教授	
	4	富	JII		武		名誉教授	
学識経験者	5	玉		絵	 美		教授	
	6	渡	邉		豊		教授	
	7	神	——— 谷	大	介		上 准教授	
	8	宮	國	薫	子		上 准教授	
港湾・地元 関係者	9	島	———— 袋	——— 完	徹	├── ├──般社団法人 沖縄港運協会	会長	
	10	新	垣	盛	雄	一般社団法人 沖縄旅客船協会	会長	
	11	上	原	亀	_	沖縄県漁業協同組合連合会	会長	
	12	山	城	博	美	那覇港振興協議会	会長	
	13	新	垣	旬	子	一般社団法人 沖縄県貿易協会	会長	
	14	新	城	英	_	公益社団法人 沖縄県トラック協会	副会長	
	15	豊	里	友	亨	一般社団法人 沖縄県倉庫協会	会長	
経済・観光 関係者	16	金	城	克	也	一般社団法人 沖縄県経営者協会	会長	
	17	石	嶺(-	郎	沖縄県商工会議所連合会	会長	
	18	渡	邊	克	江	一般社団法人 那覇市観光協会	副会長	
	19	當	眞	嗣	正	一般社団法人 浦添市観光協会	会長	
	20	下	地	芳	郎	一般社団法人 沖縄観光コンベンションビューロー	会長	
国・関係地方 公共団体	21	宮	本	順	之	海上保安庁那覇海上保安部	部長	
	22	宮	城	吉	和	財務省沖縄地区税関総務部	部長	
	23	知	Ŕ	ŝ	覚	那覇市	副市長	
	24	大	城 -	千栄	美	浦添市	副市長	
	25	小	澤	康	彦	内閣府沖縄振興局	参事官	
	26	坂	井		功	内閣府沖縄総合事務局開発建設部	部長	
	27	米	Щ		茂	内閣府沖縄総合事務局運輸部	部長	
	28	宮	城		カ	沖縄県企画部	部長	
	29	松	田		了	沖縄県環境部	部長	
	30	嘉	数		登	沖縄県商工労働部	部長	
	31	宮	城	嗣	吉	沖縄県文化観光スポーツ部	部長	
	32	島	袋	善	明	沖縄県土木建築部	部長	
オブザーバー	33	山	本	貴	弘	国土交通省港湾局計画課	港湾計画審査官	
	34	立	道	英	樹	第十一管区海上保安本部警備救難部	次長	

「那覇港長期構想検討委員会」幹事名簿

別表 2

(順不同・敬称略)

						<u> </u>	W Li LH /
		氏	名		所属	職	名
1	嶋	崎	賢	太	那覇港管理組合企画建設部	次長	
2	志	水	康	祐	内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課	課長	
3	嶋	倉	康	夫	内閣府沖縄総合事務局開発建設部那覇港湾・空港整備事務所	所長	
4	金	城	康	司	沖縄県企画部交通政策課	課長	
5	新	城	光	雄	沖縄県環境部環境政策課	課長	
6	小	小 渡 中		悟	沖縄県商工労働部アジア経済戦略課	課長	
7	山	Ш	哲	男	沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課	課長	
8	下	地	良	彦	沖縄県土木建築部港湾課	課長	
9	幸	地	1	貴	那覇市都市みらい部	部長	
10	宮	切	ì	剛	浦添市企画部西部開発局	局長	
11	高	良		亨	那覇港管理組合企画建設部計画建設課	課長	
	3 4 5 6 7 8 9	2 志 3 嶋 4 金 5 新 6 小 7 山 8 下 9 幸 10 宮	1 嶋 崎 2 志 水 3 嶋 倉 4 金 城 5 新 城 6 小 渡 7 山 川 8 下 地 9 幸 地 10 宮 城	1 嶋 崎 賢 2 志 水 康 3 嶋 倉 康 4 金 城 康 5 新 城 光 6 小 渡 7 山 川 哲 8 下 地 良 9 幸 地 10 宮 城	1 嶋 崎 賢 太 2 志 水 康 祐 3 嶋 倉 康 夫 4 金 城 康 司 5 新 城 光 雄 6 小 渡 悟 7 山 川 哲 男 8 下 地 良 彦 9 幸 地 貴 10 宮 城 剛	氏 名 所 属 1 嶋 崎 賢 太 那覇港管理組合企画建設部 2 志 水 康 内閣府沖縄総合事務局開発建設部那覇港湾・空港整備事務所 3 嶋 倉 康 夫 内閣府沖縄総合事務局開発建設部那覇港湾・空港整備事務所 4 金 城 康 司 沖縄県企画部交通政策課 5 新 城 光 雄 沖縄県環境部環境政策課 6 小 渡 培 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 7 山 川 哲 男 沖縄県土木建築部港湾課 8 下 地 良 彦 沖縄県土木建築部港湾課 9 幸 地 貴 那覇市都市みらい部 10 宮 城 剛 浦添市企画部西部開発局	氏 名 所 属 職 1 嶋 崎 賢 太 那覇港管理組合企画建設部 次長 2 志 水 康 内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課 課長 3 嶋 倉 康 夫 内閣府沖縄総合事務局開発建設部那覇港湾・空港整備事務所 所長 4 金 城 康 司 沖縄県企画部交通政策課 課長 5 新 城 光 雄 沖縄県環境部環境政策課 課長 6 小 渡 店 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 課長 7 山 川 哲 男 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 課長 8 下 地 良 彦 沖縄県土木建築部港湾課 課長 9 幸 地 貴 那覇市都市みらい部 部長 10 宮 城 剛 浦添市企画部西部開発局 局長